

ジェノサイド条約第六条の刑事裁判管轄権(一)

——同条約起草過程の議論を中心にして——

稲角 光恵

目次

- 序
- 第一章 ジェノサイド条約の成立及びその内容
 - 1 ジェノサイド条約の成立経緯
 - 2 ジェノサイド条約上の実施措置
- 第二章 起草過程における刑事裁判管轄権に関する議論
 - 1 国連事務総長による草案
 - 2 ジェノサイド特別委員会での議論 (以上、本号)
 - 3 第六委員会での議論
 - 4 総会本会議での議論
- 第三章 起草過程における議論の国際法上の意義
 - 1 属地的管轄権について

2 普遍的管轄権について

3 国際刑事裁判所について

むすびにかえて——条約採択後の動きを見据えて——

序

一九四八年に国連総会において全会一致で採択された「ジェノサイド(集団殺害)罪の防止及び処罰に関する条約」⁽¹⁾ (The Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide、以下、ジェノサイド条約)は、国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもって、集団構成員を殺害するなどの行為に加わった者を非難し、その個人の刑事責任を定めている。しかし同条約採択後もジェノサイド罪と疑われる行為は多数行われ続けた⁽²⁾。近年では、旧ユーゴスラヴィアやルワンダにおける民族浄化政策に伴う大規模な虐殺が国際社会の非難と注目の的となり、同条約が目的として掲げてきたジェノサイド罪の処罰の重要性及び意義が問題となってきた。

この二つの地域における虐殺などに対処するため、一九九一年以降に旧ユーゴスラヴィア領域で犯された国際人道法の重大な違反の責任を有する者を訴追するための国際裁判所⁽³⁾(以下、旧ユーゴ国際裁判所)及び一九九四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、ルワンダ領域で行われたジェノサイド及び他の国際人道法の重大な違反の責任を有する者並びに近隣諸国の領域で行われたジェノサイド及び他のそのような違反の責任を有するルワンダ市民の訴追

のための国際刑事裁判所⁽⁴⁾(以下、ルワンダ国際裁判所)が設置された。さらに一九九四年に国際法委員会が作成した国際刑事裁判所(International Criminal Court、以下ICC)規程草案⁽⁵⁾の検討が国連内部で進められるにつれ、国際刑事裁判所の問題に関する議論が活発に行われるようになった。その議論の中では、国際的な裁判機関の創設の是非、国内裁判所の管轄権との関係などの問題点で諸国の意見の対立が見られるのである。第二次世界大戦後、条約として初めて国際刑事裁判所による裁判を条文に明記したジェノサイド条約の起草過程ではどのような議論が行われたのだろうか。ジェノサイド条約が採択された一九四八年時点と比し、現在の刑事裁判管轄権に関する諸国の意見にはどのような相違点があるのか。国連において国際刑事裁判所の問題が提起されることになった契機としてのジェノサイド条約の重要性も無視できなくなってきたと考えられる。

以上のことから、ジェノサイド条約の採択五〇周年を目前にして、同条約の重要性を再確認し、同条約に規定されている刑事裁判管轄権について明らかにする必要性を感じている。条約が成立するに当たり当時存在した刑事裁判管轄権に関する議論、対立点、諸国の見解の検討を通じて現在議論が高まっている刑事裁判管轄権の問題の理解の一助となることが本稿の狙いである。そこで第一章でジェノサイド条約が成立するまでの経過を説明した後、第二章で条約起草作業の中の刑事裁判管轄権に関する議論を追い、第三章でまとめとして刑事裁判管轄権に関する条約制定当時の理解を明らかにする。ジェノサイド条約の起草作業に示された諸国の見解の対立を整理し考察を加えることにより、刑事裁判管轄権の性質が明らかになると考える。現代に至るまでの管轄権の変遷を追いその史的背景を明らかにすることを試み、現代における管轄権を体系づけることを課題として研究を進める所存であり、本稿はその一環としてジェノサイド条約に見られる管轄権の議論を追い、一九四八年時点での諸国の理解を明らかにするものである。

- (1) 本条約は一九四八年二月九日の国連総会決議二六〇A(III)により採択され、一九五一年一月二日に発効した。締約国は、一九九六年の二月一日の時点で一一八ヶ国(締約国数は『国際条約集』有斐閣、一九九六年)を参考とした)。日本は未加入であるため、本稿における条文訳は仮訳である。ジェノサイド条約全体を検討する国内の論文として、白井正「ジェノサイド条約について」『社会科学論集(九州大学教養部社会科学紀要)』第一巻(一九五九年)、及び、柴田正男「ジェノサイドの法的性格」『国学院大学院紀要』第九卷(一九七七年)がある。
- (2) 例えば、一九六五年から一九六六年にかけてインドネシアで起きた共産党メンバーの大量殺害、一九七一年にパキスタン軍により犯されたとされるバングラデシュでの大量殺害、一九七五年以降インドネシア軍により犯された東チモール住民の殺害、一九七二年のブルンジにおけるツチ族によるフツ族の虐殺、一九七五年から一九七九年にかけてカンボジアのポル・ポト政府により犯された仏教徒、ベトナム系及び中国系住民などに対する虐殺などがジェノサイドの例として挙げられている。See generally, Samuel Totten and others ed., *Genocide in the Twentieth Century*, (Garland Publishing, 1995).
- (3) The International Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of the Former Yugoslavia since 1991. 安保理決議八〇八(一九九三年二月二二日)及び決議八二七(一九九三年五月二五日)により設立された。旧ユーゴ国際裁判所はオランダのハーグに開設され、現在審理が進行中である。
- (4) The International Criminal Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Genocide and Other Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of Rwanda and Rwandan citizens responsible for genocide and other such violations committed in the territory of neighbouring States, between 1 January 1994 and 31 December 1994. 安保理決議九五五(一九九四年一月八日)により設立された。ルワンダ国際裁判所はタンザニアのアルーシャに設置され、一九九五年二月二日に最初の起訴が行われた。
- (5) Report of the International Law Commission, *United Nations General Assembly Official Records* (hereafter, cited as *UN GAOR*), 49th Session, Supplement No.10 (A/49/10), pp.29-140. ILCが作成したICCの規程草案は総会の第四九会期に提出された後、IC

Cの設立に関する特別委員会において一九九五年四月三日から一三日、及び八月一日から二五日の間、審議がされた。そして総会は一九九五年二月一日に、I C Cの創設に関する準備委員会を設置し設立検討作業を開始させる決議五〇／四六を全会一致で採択した。

第一章 ジェノサイド条約の成立及びその内容

1 ジェノサイド条約の成立経緯

「ジェノサイド」という言葉は、ナチスによるホロコーストを新しく分類する犯罪名としてレムキン(Raphael Lemkin)により造られた、ギリシャ語の「genos」(人種、部・種族)と、ラテン語の「caedere」(殺害)を結合させた新造語であった。⁽⁶⁾ 全ての人間集団の破壊につながるナチスの残虐行為は、国際法の諸原則を再考する原動力となったと言われている。⁽⁷⁾ このような破壊行為が国内事項であるのか国際事項であるのか、国家主権には一国の政府が罰を受けることなく自国の市民を殺すことまで含まれるのかなどの問題が国際社会に提起されたのである。⁽⁸⁾ そして第二次世界大戦で見られた人間集団の破壊を国際関心事項とし、このような行為を国際法の下で犯罪として扱うべきとする考えはニュールンベルグ国際軍事裁判所、極東軍事裁判所、及び諸国の国内軍事裁判所でも主張されたが、これらの裁判所は戦争に関連する犯罪を処罰するにあたり罪刑法定主義などの法的な障害に直面し批判の対象ともなっていた。⁽⁹⁾ 国際法がこのように動揺している最中、ジェノサイド条約の起草に向けた議論が生じてくるのである。⁽¹⁰⁾

「ジェノサイド」の語の父であるレムキンは、将来、政府により自国民に対して犯される残虐な行為が不処罰に終わらぬことを確保する国際法規則の必要性を感じ、一九四六年の国連総会が行われたレイク・サクセスにて諸国の国連代表に会い、ロビー活動を行った。⁽¹¹⁾レムキンはそこで決議案を起草し、これがキューバ、インド、パナマの代表により支持され総会に提出されたことが、ジェノサイドに関する議論が国連の場で行われるきっかけとなったのである。⁽¹²⁾一九四六年一月二日、キューバ、インド、パナマの代表は国連総会にジェノサイドの防止及び処罰を議題に含めることを提案し、レムキンが作成した決議案を提出した。⁽¹³⁾この決議案は、ジェノサイドが全人間集団の生存する権利の否定であり国連の目的に反すると述べた上で、経済社会理事会に対して三つの事項に関する報告書の作成を要請するものであった。三つの事項とは、第一にジェノサイドを国際犯罪と宣言すること、第二にその防止及び処罰のための国際協力を確保すること、第三に国内立法においてジェノサイドを海賊、婦女子の取引、及びその他の国際犯罪と同様に扱うことを勧告することの可能性の検討であった。この決議案は米国代表の強い支持の下で総会の議題に含まれ、第六委員会が検討することになった。

第六委員会において、キューバ代表はキューバ、インド、パナマの三国が決議案を提出した理由について、以下のように説明している。「ジェノサイドの犯罪は殺人として分類されるが、殺人は犯罪行為地国の属地的管轄権に属する。しかしジェノサイドは通常、権力者により犯されるためこの犯罪の処罰は阻止されてきた。ニュールンベルグ裁判では、戦争の勃発以前に犯されたジェノサイドの事件については処罰することができなかった。このような犯罪が罪刑法定主義の原則に基づき不処罰のまま存続することをおそれて、キューバ代表はジェノサイドが国際犯罪として宣言されることを求めているのである。これが決議の目的である。・・・ジェノサイド罪は紛れもなく国際関係を害するものの源泉であり、平和への脅威である。キューバ代表は人権保護を目的としたこの決議案を採択することを

第六委員会に求める。⁽¹⁴⁾

第六委員会の中でこの決議案は多くの賛同を得ただけでなく、ジュノサイドの防止及び処罰のために総会決議の内容をより充実させる方向で決議案を修正する議論が進められた。具体的には、経済社会理事會に報告書の作成を勧告するに止まらず、総会自身がジュノサイドが処罰される犯罪であることを明白に述べるべきとの提案が英国代表により表明されたのである。英国代表は、国際法は国家の自国民に対する権力がある程度制限すべきであり、かつ特定の場合において政府から市民を保護するべきであるとの見解を示した。英国代表は「独裁者は、人権を侵害したならばそれは彼等自身の責任において行動したものとされ、国際法が彼等を非難するということを警告されるべきである」と発言し、ジュノサイドを「国家及び個人が責任を問われる国際犯罪」として宣言することを総会に求めるべきとした。⁽¹⁵⁾これに対し、フランス代表はフランス国内法が国家の刑事責任を認めていないことから国家自体を刑事責任の主体とするような文言に反対し、ジュノサイドを個人の身分に関わらず処罰されるべき国際犯罪として宣言する提案を行った。⁽¹⁶⁾ウルグアイ代表は基本的人権が国内法及び国際法により効果的に保護されるべきとの意見を示し、決議案及び修正案に賛成した。⁽¹⁷⁾また、ソ連代表により、ジュノサイドに関する条約草案の作成が提案された。⁽¹⁸⁾最終的に第六委員会は修正を加えた決議案を採択し、⁽¹⁹⁾総会もこの決議案を同年二月一日に全会一致で採択したのである(決議九六(一))。

初めてジュノサイドの国際法上の犯罪性を確認したこの国連総会決議九六(一)は以下のように宣言している。

「殺人が個人の生存する権利(right of existence)の否定であると同様に、ジュノサイドは全人間集団の生存する権利の否定である。このような生存する権利の否定は人類の良心に打撃を与え、道徳律並びに国連の精神及び目的に反するものである。・・・ジュノサイドの処罰は国際関心事項である。従って、総会はジュノサイドが文明社会に

よって罪悪と認められる国際法上の犯罪であることを確認し、その犯罪の主犯及び共犯者が私人、公務員、又は政治家であるかを問わず、また犯罪が宗教的、人種的、政治的又はその他の動機により犯されるかに関わらず、処罰されることを確認する。」

この決議はジェノサイドの処罰を国際関心事項とし、犯罪者の身分に関わらず処罰されることを確認した重要な決議である。また、この決議の中のジェノサイドは、戦時中に行われる戦争犯罪と関連づけられていない点で、ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例が規定する「人道に対する罪」とは異なっている。当該決議はジェノサイドの防止及び抑止の呼びかけが国家間のジェノサイドだけでなく一国内のジェノサイドをも対象としていることを意味し、外国からだけでなく、自国政府によるジェノサイドの脅威からも集団を守る道を開いたと考えられている。⁽²¹⁾ このことから、レムキンはこの決議が国家主権に対する制限を表したと解し、自国市民に対する政府の国際的な責任を根本から変革するものとの評価をしている。⁽²²⁾

決議九六(一)は以上のようにジェノサイド罪の特徴を述べた後、諸国にその防止及び処罰のために必要な立法及び国際的な協力を行うことを求めた。そして経済社会理事会に対してジェノサイドに関する条約を起草するために必要な検討を行うことを要請したのである。この決議によりジェノサイドに関する条約の起草が正式に開始されることになったのであった。この後に続く起草過程においてもジェノサイド行為の残虐性及び犯罪性を否定した国はなく、上記の決議に示されているようなジェノサイドの非人道的性格に関する認識が広く国際社会に行き渡っていたことが、条約の起草を促した要因と思われるが、それに加えて、当時国際社会に存在した二つの考えの影響が少なからずあったと考えられる。

第一に、自国市民に対する国家の権能をある程度制限しようとする考えの影響である。これはジェノサイド条約の

成立に大きく貢献したレムキン、レムキンの決議案を取り上げたキューバ代表、及び英国代表の言葉に表されている。前述したレムキン及びキューバ代表の意見は、平和のため、人権保障のためにジェノサイドの国際犯罪性を認めることを求めていたことを示している。また英国代表が国家の自国市民に対する権力がある程度制限すべきとの考えを表明していたことも前述のとおりである。彼等の意見から、平和のために人権保障を国家に義務づけることが必要であると考える存在したことがうかがえる。

人権及び基本的自由の保障を国際的に推進することは国連憲章の理念の一つとなっている。人権尊重の提唱は、第二次世界大戦が民主主義対全体主義の戦であり、戦争中から民主主義と人権及び自由の擁護とが不可分なものとして強調されていたという背景から、連合国の戦いを正当化するためのものであったと考えられているが、人権保障の伸長には平和追求の目的があると言われている。²⁴⁾「生命や自由が、恣意的な権力によって危うくされ続けるかぎり、戦争の脅威を除去することはできない」との考えから、平和の保障及び人権保障という二つの中心的課題が国際社会に生じると当時分析されていた。つまり、人権保障と平和の保障に不可分の関係があるとし、平和の確立及び維持のためには、人権と基本的自由の伸長が不可欠の基礎であると考えられていたのである。この考えに基づき、人権の問題が国際的に大きく取り上げられることになったのである。²⁵⁾このような考えが背景に存在したことにより、ファシズム国家により犯された行為を象徴するジェノサイドを全人間集団の生存する権利の否定とし、国連の精神及び目的に反するものとして非難すること、そして人権の保護のためにジェノサイドの禁止を国家に義務づける条約を制定することが容易になったと考えられる。

第二に、国際法の法典化を促進する動きが存在したことである。罪刑法定主義の原則によりジェノサイドが罰せられないことへの危惧が決議案提出の理由の一つであったことはキューバ代表の説明にあるとおりである。ジェノサイ

下の処罰が法の欠缺の問題に面していたのであり、ニュールンベルグ及び極東裁判所での裁判については遡及処罰に該当し罪刑法定主義に反するとして法的问题が生じていたことは前に述べたが、ジェノサイド条約の起草と時を同じくして、それらの法的障害を克服するため国際法の漸進的発達及び法典化を促進する動きがあった。ジェノサイド条約起草のための検討を経済社会理事事に求めた総会決議九六(Ⅰ)が採択された日と同じ日にその動きが具体化されているのである。同日、決議九四(Ⅰ)が一七ヶ国からなる、国際法の漸進的発達及び法典化に関する委員会(Committee on the Progressive Development of International Law and its Codification、以下、国際法法典化委員会)を設置した。そして続いて決議九五(Ⅰ)で総会は、その国際法法典化委員会に対してニュールンベルグ条約と判決で認められた国際法の原則の定式化の問題を付議している。その後、総会は一九四七年一月二日の決議一七四(Ⅱ)で国際法委員会(International Law Commission)を設置するとともに、同日の決議一七七(Ⅱ)において同委員会に対して「ニュールンベルグ裁判の諸原則の定式化及び人類の平和と安全に対する罪に関する法典化案の起草」の問題を付議したのである。⁷⁾

また、ジェノサイドと同じく人権に関する法典化作業として、同時期に人権委員会においては国際人権章典(International Bill of Human Rights)に関する議論が行われていた。その成果である「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights)はジェノサイド条約が採択された日の翌日に採択されている。

当時の時代背景として国際法の漸進的発達及び法典化に取り組もうとする国際社会の態度が存在したことは、ジェノサイドに関する条約の制定に対しても前向きに取り組むことを容易にしたと考えられる。第一に挙げた平和のための人権保障と第二に挙げた国際法の法典化への動きの双方ともファシズムを非難し、第二次世界大戦に見られた残虐行為を二度と繰り返さないと国際社会の固い決意から派生するものであり、国際法の法典化は第一に挙げたもの手段とも考えられるであろう。

さて、決議九六(Ⅰ)に基づき経済社会理事會がジェノサイドに関する条約起草のための検討を行うこととなったが、一九四七年三月二八日、経済社会理事會は国連事務総長に対して、国際法及び刑法の分野の専門家の援助を受けて条約を起草するために必要な研究を行うことを要請する決議(BRESAY(W))を採択した。これを受けて国連事務総長はレムキンをはじめとする著名な学者の意見を基にして条約の最初の草案(以下、事務総長草案)を作成した。事務総長草案は国際法典化委員会に審議のため提出されたが、この草案の審議にあたり考慮すべき諸政府の見解が得られていないことを批判する声もあったことから、諸国に事務総長草案が送付されている。その後、条約の起草作業をどの委員会が行うかについては議論と混乱が生じ、人權委員会及び国際法委員会に草案の審議を求めるとも検討されたが、それらの起草の手続的混乱が条約の作成を遅らせていることが危惧され、総会決議一八〇(Ⅱ)に基づき経済社会理事會が条約起草作業を続行することとなった。一九四八年三月、経済社会理事會は決議一一七(Ⅳ)によりジェノサイド特別委員会(Ad Hoc Committee on Genocide、以下、特別委員会)を設立した。特別委員会は米、ソ連、フランス、中国、ポーランド、ベネズエラ、レバノンを代表する七名により構成され、一九四八年四月五日から五月一日にかけて審議した。ここでは、ジェノサイドをファシズム及び人種差別と関連づけて定義すべきか、政治的集団を保護対象として含めるべきか、ジェノサイド罪の構成要件として「意図」は必要か、文化的ジェノサイド(cultural genocide)について明記すべきか、プロパガンダとの関係で教唆も処罰対象とすべきか、国際刑事裁判所の管轄権を設定すべきかなどの問題が審議されていた。その後特別委員会の条約草案は同年八月に総会に提出され、第六委員会を丹念に検討された。第六委員会においても特別委員会の時とほぼ同じ問題について審議が行われている。第六委員会の草案は、総会本会議に持ち込まれ、一一月九日、決議二六〇A(Ⅲ)により、総会は全会一致で条約文書を採択した。そして一九五一年一月二日、最低条件の二〇ヶ国の締約国数を得て、条約の効力が発生するに至ったのであ

- (6) Raphael Lemkin, *Axis Rule in Occupied Europe*, (Carnegie Endowment for International Peace, 1944), p. 70.
- (7) Raphael Lemkin, "Genocide as a Crime under International Law" *The American Journal of International Law* vol. 41 (1947), pp. 145-146.
- (8) *Ibid.*
- (9) See for example, "Opening Statement at Nuremberg by the Chief U.S. Prosecutor, Justice Robert H. Jackson, 1945" in Richard Falk and others ed., *Crimes of War* (Random House, 1971), pp. 78-87.
- (10) 宮崎繁樹『戦争と人権』学陽書房、一九七六年、七三―九〇頁 参照。 See also, Sheldon Glueck, *War Criminals: Their Prosecution and Punishment* (Kraus Reprint Corporation, 1966), pp. 11, 15, 83.
- (11) Raphael Lemkin, *supra*, note (7), p. 148.
- (12) *Ibid.*, pp. 148-149.
- (13) *UN GAOR*, 1st Session, Part 2, UN Doc. A/BUR/50.
- (14) *UN GAOR*, 1st Session, C.6, 22nd mtg., pp. 51-52.
- (15) *Ibid.*, p. 52.
- (16) *Ibid.*, p. 53.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*, p. 54.
- (19) *UN GAOR*, 1st Session, C.6, 32nd mtg., p. 129.
- (20) ニューロンベルグ国際軍事裁判所条例上の「人道に対する罪」と平和に対する罪及び戦争犯罪との関係については、横田喜三郎

『戦争犯罪論』(有斐閣、一九四九年)、一七五〜一七八頁、及び、奥原敏雄「現代国際法における人道に対する罪」(国士館大学政経論叢)一五号(一九七一年)、五六〜六一頁、参照。

- (21) Pieter Drost, *The Crime of State, Book II*, (A.W.Sythoff, 1959), pp.1-2. See also, Leo Kuper, *Genocide: Its Political Use in the Twentieth Century*, (Yale University Press, 1981), pp.23,24.
- (22) Raphael Lemkin, *supra*, note (7), p.150.
- (23) 日本国際連合協会編、『国際連合大観(上)』(國聯出版社、一九五〇年)、一七九頁。
- (24) 高野雄二「国際社会における人権」(岩波書店、一九七一年)、六九〜七四頁。田畑茂二郎「現代国際法の課題」(東信堂、一九九一年)、七七〜七八頁、参照。
- (25) James T. Shotwell, "The Idea of Human Rights" *International Conciliation* no.426, (December, 1946), p.551.
- (26) 田畑茂二郎、前掲書、七八頁。
- (27) これらの法典化の経過については、宮崎繁樹、前掲書、註(10)、九一〜九五頁、参照。
- (28) *U/N GAOR, 2nd Session, Committee on the Progressive Development of International Law and its Codification, 29th mtg.*, p.7.

2 ジェノサイド条約上の実施措置

以上の経過を経て成立したジェノサイド条約の内容を概括してみよう。同条約は前文及び一九ヶ条からなり、第一条はジェノサイド罪が平時に行われるか戦時に行われるかを問わず国際法上の犯罪であることを確認し、締約国はこれを防止し処罰しなければならない旨規定している。続いて第二条及び第三条にジェノサイド罪の定義と処罰すべき

行為、第四条に犯罪者の身分を問わず処罰されること、第五条にそれら犯罪者を処罰するために必要な国内立法を行うこと、第六条に刑事裁判の管轄裁判所、第七条に犯罪人引渡しが定められている。そして第八条に国連の権限ある機関への要請、第九条に条約の適用に関する紛争の国際司法裁判所への付託が規定されている。第一〇条以降は最終条項である。

このジェノサイド条約は、戦時又は平時を問わず、かつ国際的な武力紛争又は非国際的な武力紛争の際に犯されるかを問わずジェノサイド罪を禁止している点で、武力紛争法としての側面に加えて、国連により採択された最初の人権条約とも言われている。²⁹ ジェノサイド条約は、人及び人間集団の最も基本的な権利である、生存する権利を、そしてひいては国際社会の平和を保護法益とする重要な条約である。

しかしジェノサイド条約は一般的な人権条約とは異なり、ジェノサイド罪を定義し国際関心事項として確認するに止まらず、ジェノサイド罪への対処、制裁への道を規定した面で重要な意義を有する。特に、ジェノサイド罪を犯した者の処罰をも国際的なレベルで行うことを可能とする条文を設けていることは、一般的な人権条約より一歩進んだものと考えられる。では同条約にはどのような実施措置が規定されているのか見てみよう。同条約は条約適用の実施を確保するため締約国に国内法整備を義務づける(第五条)³⁰ほかに、ジェノサイド罪と思われる行為が行われた場合、三つの可能な措置を規定している。まず第一は、犯罪に関わった個人の刑事責任を追求すること(第六条)である。第二は国連機関に対して措置を執るよう要求すること(第八条)である。そして第三はジェノサイド罪に対する国の責任を追究すること(第九条)である。本稿は第一の措置である個人の刑事責任の追求に焦点をあてて研究するものであるが、他の二つの措置についてもここで簡単ではあるが起草過程における主要な議論と合わせて紹介しておこう。³¹

(1) 国連機関への行動要請(第八条)

Article VIII

“Any Contracting Party may call upon the competent organs of the United Nations to take such action under the Charter of the United Nations as they consider appropriate for the prevention and suppression of acts of genocide or any of the other acts enumerated in Article III.”

第八条 「いかなる締約国も、国際連合の権限のある機関に対し、ジェノサイド又は第三条に列挙された他の行為を防止し又は抑制するために適切と考える国際連合憲章に基づく措置を執るよう要請することができる。」

ジェノサイド条約第八条は、締約国が国連の機関に対して国連憲章に基づく措置を執ることを要請することができるものと定めている。憲章に基づく措置には安全保障理事会による勧告や強制措置などが含まれる。起草作業の中では、「国連の権限ある機関」という文言ではなく、「安全保障理事会」と明記する提案もあった。³²³ ソ連代表は、国際刑事裁判所による裁判に関する規定が「何らかの措置が執られたと印象づけるための姑息な手段」であり、より有効な実施措置を設ける意味で、締約国に全てのジェノサイドの事件及び条約義務違反を安保理へ通報することを義務づけることを提案していた。³²³ これに対しては、ジェノサイド罪に対する主要な管轄権は司法機関にあるべきと考え、安保理が政治的な機関であることに鑑み安保理への事件の付託に反対する意見が米国代表などから表明されていた。³²⁴ また、諸国には国連憲章の下で国連機関に要請を行う権限が既に認められているのでこの規定は無用と主張され、³²⁵ 草案から削除されたこともあったが、次に紹介する第九条との関係で、国際司法裁判所だけが紛争を付託されうる機関ではないことを強調する意味で最終的に条約に盛り込まれることになったと考えられている。³²⁷ この規定の文言上、ジェノサイド罪

の直接の被害国だけでなく条約締約国全てが国連機関に要請することが可能であり、また条約締約国の国内で犯されるジェノサイド罪に限定されていないことから、国際社会全体としてジェノサイド罪の防止及び抑止に取り組んでいくとする姿勢が示されていると考えられるのである。

(2) 国際司法裁判所における国家責任の追求(第九条)

Article IX

“Disputes between the Contracting Parties relating to the interpretation, application or fulfilment of the present Convention, including those relating to the responsibility of a State for genocide or any of the other acts enumerated in Article III, shall be submitted to the International Court of Justice at the request of any of the parties to the dispute.”

第九条 「ジェノサイド又は第三条に列挙された他の行為に対する国の責任に関するものを含めて、この条約の解釈、適用又は履行に関する締約国間の紛争は、紛争当事国のいずれかの要請により国際司法裁判所に付託される。」

この条文に関して、起草作業中には国際司法裁判所と国際刑事裁判所との管轄権の競合が問題となっていたが、米国の提案により、国際刑事裁判所に付託された紛争又は同裁判所により決定が下された紛争に関しては、国際司法裁判所への付託を許さない規定案が採択されていた。³⁸しかしその後国際司法裁判所をより重視する英国代表と、直接的に国家責任に関わる紛争は国際司法裁判所に付託されることを明記するべきと考えたベルギー代表により修正案³⁹が提出された。この英国とベルギーの共同修正案に対してインド代表は、紛争は「締約国のいずれか」ではなく「紛争当事国のいずれか」により付託されうるとする修正を提案し、⁴⁰インドの修正案が採択されて上記の文言となったのである。

第九条は、国際司法裁判所に付託されうる締約国間の紛争の中に国家責任に関係するものを含んでいる。そこでジェノサイド罪が犯された場合の対処として、国際司法裁判所はジェノサイド行為を行っている国家に対しジェノサイド行為を禁じ、その国の国家責任に関する決定を下すことができるのであって、その国には裁判所の決定に従う義務が生じる(「国連憲章第九四条参照」)。しかし国際司法裁判所に事件を持ち込めるのは国家に限られている(国際司法裁判所規程第三四条第一項)ので、その点で往々にしてジェノサイドの被害者となる民族集団には提訴の道はないことになる。その上、先に述べたインドの修正案の結果、第九条は全ての締約国ではなく「紛争当事国」が要請できると明記しているので、民衆訴訟(*actio popularis*)も認められないとの見解もある。⁴¹⁾ 国際司法裁判所は、一国がジェノサイド条約を遵守していないことについて条約違反を宣言し国家責任について審理することはできるが、直接的に個人の責任を追求することはできない。

(3) 個人の刑事責任の追求(第六条)

第六条はジェノサイド罪の被告人を裁判にかけることを規定している。条約のタイトルから明らかなように、ジェノサイド罪の処罰は同条約の目的の一つである。すなわち第六条は、犯罪者の処罰の実効性つまりは条約適用の実効性及び条約目的達成の鍵となる重要な規定なのである。

条約第六条では以下のように規定されている。

Article VI

“Persons charged with genocide or any of the other acts enumerated in Article III shall be tried by a competent tribunal of the State in the territory of which the act was committed, or by such international penal tribunal as may have jurisdiction with

respect to those Contracting Parties which shall have accepted its jurisdiction.”

第六条 「ジェノサイド又は第三条に列挙された他の行為について訴を提起された者は、その行為が行われた領域の属する国の権限のある裁判所により、又は国際刑事裁判所の管轄権を受諾している締約国に關してはその管轄権を有する国際刑事裁判所により審理される。」

この規定は犯罪行為地国の裁判所の管轄権を明示することにより、国際法では伝統的な概念である属地的管轄権を肯定している。また後段部分は、国家の受諾がある場合という条件付きで国際刑事裁判所にも管轄権を認めている。条約制定当時存在していなかった国際刑事裁判所に言及し、そこでの審理及び処罰を規定している点は極めて革新的なものであると評価されている。⁽⁴²⁾ 国際裁判所の管轄権は、この条約の必要不可欠な要素であると考えられているが、国内裁判所と国際刑事裁判所の管轄権の關係など、この条文の意味する所を深く理解し評価するには、条文がどのようにして制定されたかを参考にした。

本稿ではこの条約採択までの起草の流れにそって刑事裁判管轄権に関する議論を追ってみる。

註

(29) 小寺初世子「国際人權法と実施措置——犯罪処罰という人權条約の実施措置について——」、香西茂ほか編「国際法の新展開(太寿堂鼎先生還暦記念)」(東信堂、一九八九年)三一九頁、参照。 See also, Matthew Lippman, "The Drafting of the 1948 Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide," *Boston University International Law Journal* vol.3 (1985), p.1.

(30) ジェノサイドに關する各国の国内法については、岡田泉「人道に対する罪」処罰の今日的展開——国内立法及び国内裁判に注

- 目して——『世界法年報』第一五号(一九九六年三月)参照。
- (31) これらの実施措置に関してはジェノサイド条約が採択された後に様々な問題が浮かび上がっている。しかし本稿では条約採択までの議論を中心とするため、ここでは触れないことにした。
- (32) ノ連案、A/C.6/21/Rev.1。ノ連案に対するフランスの修正案、A/C.6/25/9。
- (33) *UN GAOR, 3rd Session, C.6, 101 mtg., p.409.*
- (34) *Ibid., pp.410-413.*
- (35) 国連憲章第二十四条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項が言及された。*Ibid., p.412.*
- (36) *Ibid., p.417.*
- (37) Matthew Lippman, *op.cit.*, pp.55-56.
- (38) E/AC.25/SR.20, p.5.
- (39) A/C.6/25/8.
- (40) A/C.6/260.
- (41) Shabtai Rosenne, "War Crimes and State Responsibility", in Yoram Dinstein and Mala Tobory ed., *War Crimes in International Law* (M.Nijhoff Publ., 1996), p.81.
- (42) *The United Nations and Human Rights, 1945-1995, The United Nations Blue Book Series no.7, (The U.N. Department of Public Information, 1995), para.111.*

第二章 起草過程における刑事裁判管轄権に関する議論

1 国連事務総長による草案

ジェノサイド条約起草のたたき台となったのは、経済社会理事会決議四七(IV)に基づき作成された事務総長草案であった。事務総長は人権問題を扱っていたハンフリー(John Peters Humphrey)に草案を起草することを要請し、レムキン、ヘンリー・ドネデュ・デ・バブレ(Henri Donnedieu de Vabres)、ペラ(Vespasien V. Pella)の三人に対して協力を要請したのである。⁴⁴⁾前章で見たように、「ジェノサイド」という新造語を造ったレムキンはジェノサイドに対する国際的取り組みを働きかけた功労者である。ペラは一九二六年の国際刑法協会(International Association for Penal Law)の要請に基づき国際刑事裁判所の規程案を作成したことがあり、この草案は一九二八年に同協会の総会で認められた後、国際連盟に提出されていた。⁴⁵⁾また、ペラは、テロリズムの防止及び処罰に関する条約(一九三七年)の起草のため、第二次世界大戦前から国際刑事裁判所の構想に関わってきたルーマニアの学者である。ドネデュ・デ・バブレもペラと同様、国際刑法協会における国際刑事裁判所に関する議論に関わったことがある。彼はニュールンベルグ国際軍事裁判所の判事を務めた。また、ジェノサイド条約の起草と時を同じくして、ドネデュ・デ・バブレはフランス代表として国際法典化委員会で活動しており、一九四七年五月一日に同委員会に国際刑事裁判所の創設の案を出していた。⁴⁶⁾国際法典化委員会は総会への報告書の中で、二つの作業——(a)ニュールンベルグ条例及び裁判所の判決により認められた国際法原則を具体化する条約草案、及び(b)人類の平和と安全に対する罪の法典化の詳細な計画——の準備を行

うために、国際法委員会の設置を勧告したが、同報告書では、国際犯罪などに対して管轄権を行使する国際的な司法機関の存在が望ましいことについて総会の注意が喚起されている。⁴⁴⁹これはドネデュー・デ・バブレの提案の影響である。

以上のように国際刑法及び戦争法の権威であった三人の専門家によるコメントを基礎として、事務総長は草案を作成したのであった。当時の著名な学者が関わったこの草案に対しては、後に「国際犯罪の中でも最も残虐な犯罪であるジェノサイドを抑制することのみを念頭に置いた、専門家により作成された論理的かつ包括的な提案であった」との高い評価もある。⁴⁴⁹

さて、最終的な事務総長草案は、前文及び二四の条文からなる条約草案に加えて条約草案第一〇条への二つの付属書により構成されている。そして刑事裁判については第七条及び第九条に規定された。条文のコメントによると、第七条、第八条及び第九条は一体のものとして考慮されなければならず、これら三つの条文は全体として、裁判管轄権の所在を明らかにするとされている。

Article VII

“The High Contracting Parties pledge themselves to punish any offender under this Convention within any territory under their jurisdiction, irrespective of the nationality of the offender or of the place where the offence has been committed.”

Article VIII

“The High Contracting Parties declare that genocide shall not be considered as a political crime and therefore shall be grounds for extradition.”

The High Contracting Parties pledge themselves to grant extradition in cases of genocide.”

Article IX

“The High Contracting Parties pledge themselves to commit all persons guilty of genocide under this Convention for trial to an international court in the following cases:

1. When they are unwilling to try such offenders themselves under Article VII or to grant their extradition under Article VIII.
2. If the acts of genocide have been committed by individuals acting as organs of the State or with the support or toleration of the State.”

第七条 「締約国は条約上の犯罪者を、同国の管轄の下にあるいかなる領域におけるものも、犯罪者の国籍又は犯罪行為地に関わらず、処罰することを誓約する。」

第八条 「締約国は、ジェノサイドが政治犯罪と見なされないこと、従ってジェノサイドが引渡しの際の根拠となることを宣言する。」

締約国はジェノサイドの場合引渡しを認めることを誓約する。」

第九条 「締約国はこの条約上のジェノサイド罪を犯した全ての者を以下の場合に国際裁判所の審理に付すことを誓約する。

一、第七条の下で締約国自身が犯罪者を裁判にかける意思がない場合、又は第八条に基づく引渡しを許可する意思がない場合。

二、ジェノサイドの行為が国家の機関として行動する個人により犯された場合、又は国家の支持若しくは黙認のもとで行われた場合。」

事務総長草案は、一国の管轄権下の領域内にジェノサイド罪の被疑者がいる場合、そのような国はその被疑者を逮捕し、自国の裁判所の前に連れ出す(第七条)か、その者の引渡しを要求した他国に引き渡す(第八条)か、又は国際裁判所の前に連れ出す(第九条)かのいずれかの行動をとる義務を設定している。⁽⁶¹⁾ 締約国に対し三つの選択肢から一つを選択することを義務づけることにより、ジェノサイド罪を犯した者全員が裁判を通じて処罰されることを確保することが意図されているのである。

(1) 第七条

まず第七条について見てみよう。第七条は、条約締約国の領域内にいるジェノサイド罪の被告人の裁判を、その者の国籍又は犯罪行為地に関わらず締約国が行う旨、規定している。これは普遍的管轄権⁽⁶²⁾の設定である。事務総長草案は普遍的管轄権を設定する理由として、「第一にそれが一九四六年二月一日の総会決議の意図であると思われるから、第二にジェノサイドはその性質において国際法上の犯罪であるから、そしてもしこの点が無視されるならば、条約はその目的において失敗するからである」と説明している。⁽⁶³⁾

普遍的管轄権は処罰の確保を極めて広い範囲で可能とすると考えられる。これは、条約という形態をとる以上、条約の目的の達成が条約締約国数により制限されることを念頭に置いて、締約国数が少ない場合を仮定してみるとよく解る。締約国数が少ない場合、締約国の領域内で行われたジェノサイド罪に限定された管轄権、そして条約締約国の国民に対してのみ条約を適用するという管轄権では、処罰の実施がかなり限定されたものになる。一方、普遍的管轄権の場合は、被告人が条約非締約国の国民であろうとも、又は条約非締約国において行われた犯罪であろうとも、その者の身柄を有する限り、条約締約国は裁判管轄権を行使しうるのである。実際に被告人が国内に存在するので、

裁判の実施が容易であることも普遍的管轄権の利点である。事務総長及び草案作成にかかわった学者たちは、条約締結国に普遍的管轄権を与えることによりジェノサイド罪の処罰の実施を広く確保しようとしていたと考えられる。

(2) 第九条

第七条は国内裁判所に関する条文であったが、第九条は国際裁判所の管轄権について規定する条文である。この条文は国際裁判所に付託されうるジェノサイドの事件(任意的な管轄権)、及び付託されなければならない事件(国際裁判所に固有の強制管轄権)の双方を規定している。

第一のケースとして、国家の任意的な付託に頼る管轄権が規定されている。ジェノサイド罪の被疑者を逮捕した国は、国際裁判所に事件を付託することができる。その点で任意的な付託であるわけだが、事務総長草案上、自国の国内裁判所での裁判(第七条)、他国への引渡し(第八条)、又は第九条のうちのいずれかの措置をとらなければならない、つまり選択する義務を持つことは前に述べたとおりである。そのため、第七条及び第八条のいずれの措置もとらない場合には、国際裁判所に付託しなければならないのである。

これに対して、事務総長草案作成にあたったレムキンは第九条の任意的な付託を規定する部分に反対の意を表明した。レムキンは、国内裁判所と国際裁判所にそれぞれ付託されるべき事件の性質を区別し、国際裁判所に付されうる事件を制限すべきと考えていたのである。レムキンは、支配者や犯罪組織のリーダーが被告人である場合を除き、個人は国際裁判所で審理されるべきではなく、代わりに国内裁判又は他国への引渡しが行われるべきであるとの意見を表明していた。理由として、これらの被告人の場合は事件の重要性がより低いこと、そして国際裁判は複雑な手続きを要し、その複雑性については犯罪を犯した者の不処罰という結果につながる危険性を挙げたが、他の二人の草案作

成者は任意的な付託を支持したため、事務総長草案では国家による任意的な付託の規定が含まれることとなった。

ところで、国際裁判所と国内裁判所との関係については、事務総長草案上では両者が併存することは条文を見ても明らかであるが、上下関係については条文に明記されていない。ただし草案に関するコメントの第一部の中で、「国内裁判所はジェノサイドの処罰の一部を担うよう求められているが、より重大な事件に関しては、国際裁判所により処罰されるべきことが大いに望ましいと思われる」とも述べられている。⁶⁵⁾

第九条の第二のケースは国際裁判所固有の、強制的管轄権を規定している。第九条は、「ジェノサイドの行為が国家の機関として行動する個人により犯された場合、又は国家の支持若しくは黙認のもとで行われた場合」には、国際裁判所に事件を付託することを締約国に誓約させている。国家の支配者、又はこれら支配者と共謀した者たちの裁判は、「国際社会全体の最も大きな関心事項である重大な事件を構成」し、「国際裁判所はこのような事件においては、最終的な権限を有する」とコメントされている。⁶⁶⁾

(3) 国際裁判所の形態

このように第九条は国際裁判所に二種類の管轄権を付与しているが、国際裁判所の組織がいかなる形であるべきかについて規定する第一〇条には二つの案が出されていた。

Article X

“1st draft: The court of criminal jurisdiction under Article IX shall be the International Court having jurisdiction in all matters connected with international crimes.

2nd draft: An international court shall be set up to try crimes of genocide.”

第一〇条

第一草案 「第九条が定める刑事管轄裁判所は、国際犯罪に関連する全ての事項について管轄権を有する国際裁判所である。」

第二草案 「国際裁判所はジェノサイド罪を審理するために設置される。」

第一草案は、ジェノサイド罪を含めた国際犯罪に関連する事柄一般について権限を有する刑事管轄裁判所を想定している。しかし、レムキンは、国際刑法が十分に発展していない状況下では、一般的権限を有する常設的な刑事裁判所の設立は早すぎると考えていた。他方ドネデュー・デ・バブレとペラは、支配者の裁判と政治的権力を持たない者の裁判とを区別し、支配者については国際司法裁判所の中に刑事裁判部を設置してそこで裁判すべきと考えた。もともと、「いずれにしても、このような裁判所が設立されるべきか否かという問題は、ジェノサイドの処罰の特別な問題の範囲外にある一般的问题である」とコメントされている。⁵⁷⁾

これに対して第二草案は、ジェノサイド罪のみを裁判対象とする特別裁判所を想定している。そしてジェノサイド罪の事件に限定された管轄権を有するこのような国際裁判所についても、裁判所が常設的であるべきかアド・ホックであるべきか、二つの見解がある。ドネデュー・デ・バブレとペラは特別裁判所のこの二つの形態の選択は総会に任されるべきと考えた。そしてこの問題の研究を容易にするため、常設国際刑事裁判所とアド・ホック裁判所の二つの規程案が事務総長草案の最後に付加された。⁵⁸⁾

(4) 諸国の見解

この事務総長草案は加盟国に送付され、六ヶ国からの回答があった。⁵⁹ 普遍的管轄権については米国から意見が寄せられた。米国は事務総長草案第七条の規定する管轄権が広範な管轄権を規定していることから、国家が政治的報復の手段として裁判管轄権を濫用する危険性を指摘した。さらに、条約非締約国に対しても適用ある法原則を設定することに懸念を示し、犯罪行為地国の明示的同意を普遍的管轄権行使の条件とすることを提案した。⁶⁰

国際裁判についてはベネズエラから反対の意見が提出されている。ベネズエラは、事務総長草案は国内法及び国際法上の伝統的原則の部分的放棄に関わるものであるとの解釈をした。そして、ジェノサイドに関する国際裁判の制度は「現在の国際社会及び国際政治の段階では早熟」であるとし、将来の可能性は認めつつも、現時点では国連憲章第二章第七項に規定された原則に明らかに反すると反論した。⁶¹

他方で、国際刑事裁判所の案に賛成する意見もあった。米国は、常設国際刑事裁判所による裁判が望ましいと考え、その設立が可能となるまでは、同条約締約国の過半数の決定により設定されるアド・ホック裁判所により裁判される旨の規定を提案している。⁶² それに対してインドは、国際刑事裁判所ではなく、ハーグの国際司法裁判所に全ての国際犯罪に関する管轄権が与えられることを提案した。⁶³

事務総長草案に対しては当時以上のような賛否両論が諸国により示されたが、この事務総長草案を出発点として、管轄裁判所に関する規定がどのように修正されていったかに目を向けてみる。

註

⁵⁹ Draft Convention on the Crime of Genocide, *United Nations Economic Social Council Official Records* (hereafter, cited as UN ESCOR), 4th Session, UN Doc. E/447.

- (44) *Ibid.*, p.15.
- (45) See, John W. Bridge "The Case for an International Court of Criminal Justice and the Formulation of International Criminal Law", *The International and Comparative Law Quarterly* vol.13, part 4 (October 1967), p.1267.
- (46) 柴田正男「国際刑事裁判所創設の努力と挫折」『国学院法政論叢』第一巻(一九八〇年)、一四二頁、一四七〜一四八頁、参照。
- (47) Draft Proposal for the Establishment of an International Court of Criminal Jurisdiction, UN Doc. A/C.10/21.
- (48) Report of the Committee on the Progressive Development of International Law and Its Codification, UN Doc. A/332.
- (49) Benjamin B. Ferencz, *An International Criminal Court: A Step Toward World Peace* vol.2, (Oceana Publication, 1980), p.10.
- (50) 事務総長草案第七条では「犯罪者(offender)」、第九条では「ジェノサイドの罪を犯した者(persons guilty of genocide)」という言葉が使用されているが、裁判が行われる前の段階で「犯罪者」と呼ぶべきではないことが後にジェノサイド特別委員会指摘された。本稿では、条文の訳は原文に基づいて訳したが、文脈上、裁判が結審する前の者を意味すると思われる場合には、誤解を避けるため、「被疑者」又は「被告人」の文言に言い換えて論じる。
- (51) E/447, p.38.
- (52) 事務総長草案の中では「universal jurisdiction(普遍的管轄権)」ではなく、「principle of universal punishment」の用語が使用されているが、文脈から見ても意味するところは同じである。
- (53) E/447, p.18.
- (54) *Ibid.*, p.41.
- (55) *Ibid.*, p.19.
- (56) *Ibid.*, p.41.
- (57) *Ibid.*, p.42.
- (58) *Ibid.*, Annex I: "Establishment of a Permanent International Criminal Court for the Punishment of Acts of Genocide", pp.67-76; Annex II:

“Establishment of an Ad Hoc International Criminal Court for the Punishment of Acts of Genocide”, pp.77-84.

- (49) インド、ハイチ (UN GAOR, 2nd Session, UN Doc. A/401、一九四七年九月二七日)、フィリピン、ベネズエラ (A/401/Add.1、一九四七年一〇月三日)、米国 (A/401/Add.2、一九四七年一〇月一八日)、フランス (A/401/Add.3、一九四七年一〇月三一日)。
- (60) A/401/Add.2, p.9.
- (61) A/401/Add.1, pp.2-3.
- (62) A/401/Add.2, p.11.
- (63) A/401, p.2.

2 ジェノサイド特別委員会での議論

その後、一九四七年一月二二日の総会決議一八〇(II)に基づき、事務総長草案は経済社会理事会に付議された。しかし、一九四八年三月三日の経済社会理事会決議一七(VI)により設定された特別委員会は事務総長草案を参考にしつつも、管轄裁判所に関する規定を大幅に変更したのである。最終的に特別委員会が作成したジェノサイド条約草案⁽⁶⁵⁾では、被告人に対する裁判管轄権に関する規定は第七条にまとめられ、以下のとおり規定された。

Article VII

“Persons charged with genocide or any of the other acts enumerated in Article IV shall be tried by a competent tribunal of the State in the territory of which the act was committed or by a competent international tribunal.”

第七条「ジェノサイド又は第四条に列挙された他の行為について訴えを提起された者は、その行為が行われた領域

の国の権限ある裁判所又は権限ある国際裁判所により審理される。」

事務総長草案と比較して、三つの違いを見て取ることができる。第一の違いは新しく属地的管轄権が規定されたこと、第二に普遍的管轄権の概念が排除されたこと、そして第三に国際裁判所に関する規定が簡略化されたことである。以下でどのようにしてこれらの変更が行われていったか見てみる。

まず第一に、特別委員会の草案では、新しく属地的管轄権の設定が明記された。ソ連代表は、ニールンベルグ及び極東軍事裁判所は例外的な状況下で初めて設置可能であったので、事務総長草案に規定された国際裁判所の設立の案は非現実的であると批判し、より効果的な方法として属地的管轄権を規定すべきと主張していた。⁶⁶ 犯罪行為が行われた領域国に裁判管轄権を認める属地的管轄権のみが国家主権の原則に合致するとソ連は考えていたのである。⁶⁷ 国内刑法で犯罪の処罰を規定し国内裁判所に権限を与え、そしてこの条約上の義務を一国が履行しなかった場合、他の締約国は安保理に通報する旨規定することが最善の策とソ連は考えていた。⁶⁸ その後、ジェノサイド罪が国内裁判所の管轄権下にあるのか、国際裁判所の管轄権下にあるのが問題提起され、ソ連はその質問を二つに分割し、国内裁判所の管轄権を肯定するにとどまった。⁶⁹ このように国内裁判と国際裁判の問題を分離することにより、国内裁判の問題について合意を達成しようとしたのである。国内裁判所による裁判の問題を決着させることにより、次に普遍的管轄権や国際裁判についての議論へと進むことが期待されて、全員一致で属地的管轄権が認められたのである。⁷⁰ 属地的管轄権自体は、国家の管轄権の根拠を示す国際法上の原則の中でも、世界的に最も広く認められている原則であった。属地的管轄権を主張するソ連の強固な態度に影響されたこともあるが、委員会の全てのメンバーが属地的管轄権の規定の挿入に賛成したことは、伝統的な国家管轄権の原則を再確認しただけであり、その容認自体に注目すべき国際法上

の意義があるわけではない。むしろ、属地的管轄権が結果として普遍的管轄権と入れ替わる形で、そして国際裁判所の規定とある程度の緊張関係をもって包含されるに至ったことに注目しなければならないのである。

ではどのようにして普遍的管轄権の概念が排除されたのか。第二の変更について議論の経過を追ってみる。委員会では条約の基本的原則に関する議論の中で、普遍的管轄権に関する規定の条約への包含について審議した。

普遍的管轄権に賛成する者は、ジェノサイドがたいい国家当局自身により犯されること、又はこれらの権力が犯罪を助かつ教唆していることを事実として述べ、そのような国の国内裁判所がジェノサイド罪の処罰を行わないことは明白であると述べた。したがって、犯罪行為が地国以外の国であっても被疑者を逮捕する機会がある場合には、自国の裁判所に被告人を委ねるべきであるとする。普遍的管轄権の原則の支持者はさらに、ジェノサイド罪が国際法における犯罪である以上、普遍的管轄権の原則を適用するのが自然であると付け加え、女性及び子供の取引、通貨偽造などの国際犯罪の抑制に関する条約を例として引用した。⁽⁷²⁾ 国家主権に関してベネズエラは、「全ての国は自国の国家主権の一部をサンフランシスコにおいて憲章に署名する際に放棄した」のであり、「海賊よりも悪しきジェノサイド罪の処罰を確保するために、この条約が主権をある程度制限することは不可能ではない」と述べた。⁽⁷³⁾

反対の見解はソ連とフランス代表の発言に代表される。ソ連は、普遍的管轄権は国際法の伝統的原則に反し、一国の裁判所に外国で外国人により犯された犯罪を審理することを許容することは国家主権の原則に反するという立場を取った。⁽⁷⁴⁾ 一方、フランス代表は同じく普遍的管轄権に反対しつつも、訴追する権利はジェノサイド罪の犯罪行為が地国に排他的に属するべきではないという点でソ連と意見を異にしていた。フランス代表は、普遍的管轄権に関して本国からの指示がないので個人的意見を述べると前置きし、ジェノサイドの事件では普遍的管轄権の設定に反対すると発言した。その理由として、世界の諸国の裁判所は被告人に対して同じ公平性の保障を与えていないことを挙げた。⁽⁷⁵⁾ ま

た、普遍的管轄権は結果として国内裁判所に外国政府の行為を裁くことを許すため、危険な国際的な緊張が生じうる
と主張した。被告人の国籍国に対する敵愾心につき動かされてその者を抑留する国が裁判を実施するような例も考
えられる。反対に、外国でジェノサイド罪を犯し国籍国に帰国した者の場合は、多くの国が自国民の引渡しを許さ
ないので裁判できないことになる。国内裁判所によるジェノサイド罪の裁判は紛争及び政治問題に発展する虞れが大
きいとし、これらの理由からフランス代表は普遍的管轄権は認められないとの判断をした。⁷⁹⁾ 同代表は、常に国内裁判所
と国際裁判所による裁判を比較した上で、国際裁判所の方がより望ましいと強調する発言を行っていたのである。

ここで明らかになったのは、普遍的管轄権に反対する国々が二つの異なる立場に別れていたことである。二つの異
なる立場とは、ソ連のように属地主義を唯一の管轄権の根拠とすべきと考える立場と、フランスのように国際裁判所
の管轄権を最上位に置く立場である。前者は普遍的管轄権が国家主権に反すると主張し、後者は普遍的管轄権が国家
間に危険な緊張を生むこと、国内裁判の公平性への疑問などを理由として反対した。

その結果、普遍的管轄権の原則は、賛成二(レバノン、ベネズエラ)、反対四(フランス、ソ連、米国、ポーラン
ド)、棄権一(中国)で、否決された。⁷⁹⁾ また第七条の議論の中で、普遍的管轄権の原則を排除した既往の決定を覆す提
案が出されたが、これも賛成二、反対四、棄権一で否決された。⁷⁹⁾ 最終的には、特別委員会の草案第七条の文言は普
遍的管轄権の代わりに属地的管轄権が設けられる形となったのである。

ところで、最終的な草案第七条が採択された後に、ソ連代表は後述する国際刑事裁判所に反対する宣言の中で、以
下のような第七条の規定案を提案している。

“The High Contracting Parties pledge themselves to punish any offender under this Convention within any territory under their
jurisdiction, the case to be heard by the national courts in accordance with the domestic legislation of the country.”

「締約国は、管轄権の及ぶいかなる領域内でもこの条約上の犯罪者を処罰することを誓約する。国内裁判所により裁判される事件はその国の国内立法に従う。」⁷⁹

この規定案は国内裁判所の管轄権のみに言及し、国際裁判所については規定していない。しかし、特別委員会の議論の当初、ソ連はあくまでも行為地国の国内裁判所を唯一の管轄裁判所にすべきと考えおり、「領域内で犯された犯罪は国内裁判所で審理される」と規定することを提案していたのに対し、宣言に示されたこの規定案は、犯罪が領域で犯されたことを条件として明記しておらず、代わりに「領域内……の犯罪者」を対象としている。この規定案を見る限り、ソ連が普遍的管轄権を認める立場に変わったと解することも不可能ではないであろう。しかしこれまで普遍的管轄権の包含に反対票を投じてきたソ連が見解を改めたことに関する説明は一切なく、この後に総会第六委員会へ正式にソ連が提案した修正案は普遍的管轄権に言及していない。ソ連が強調してきた属地的管轄権が認められた後にソ連の見解が少しでも変わったとするならば、それは国際刑事裁判所に関する議論の影響と考えられる。この修正案が国際刑事裁判所に反対する宣言の中で出されていたことから、そう解釈することが自然であろう。

最後に第三の変更である、国際裁判所に関する記述の簡略化について見てみる。事務総長草案では国際裁判所に関する規定は第九条にその管轄権を、そして第一〇条にその形態が規定されていたが、特別委員会の草案は国際裁判所の具体的な形態については触れないことにした。これは、ジェノサイド条約とは別に国際裁判所を設立する条約などにより決定されるべき事項であるとの主張があったことと、国際裁判所を支持する諸国の間でも具体的な裁判所の形態については意見の一致が見られなかったことが原因となつて、ここでは国際裁判所の詳細に関する議論が避けられたためである。そして特別委員会の草案は第七条後段に国際裁判所の管轄権を定めたが、国際裁判所に固有の管轄権は規定しなかった。それでもこの第七条の後段の国際裁判所に関する記述も多くの議論を巻き起こしていたのであ

る。

中国、フランス、レバノン及び米国の代表は、国際裁判所への管轄権の付与は条約の本質的要素であると強調した。その理由として、政府自身にジェノサイドの責任がないとしてもほとんど全ての事件において政府はジェノサイド罪の効果的な抑止をできずにいることから、ジェノサイド罪が行われた国の裁判所の審理に頼ることは不可能であると述べている。そして国際裁判所の不存在を理由に国際裁判の規定が排除されることは、実際、犯罪者の不処罰という結果をもたらすと警告した。しかし、国際裁判所の形態に関しては議論が多いところであるため、ジェノサイド条約自体が事務総長草案の付属書に提案されたように実際の裁判組織を設定することまでは、国際裁判所を支持する国々も求めず、ただ国際的な管轄権が明示的に条約に盛り込まれることを要求した。⁸¹⁾

この提案に反対する代表は、二つの反論を行った。まず、国際裁判所による干渉は国家主権の原則を妨げるとの主張が出された。この反論を強固に行つたのはソ連の代表である。ソ連代表は、一貫して国際裁判所の案に反対し、最終的な特別委員会草案の第七条の規定案の採択の際にも反対投票を投じた上で以下のような宣言を行つた。

「ソヴィエト社会主義共和国連邦の代表は、ジェノサイドの事件を権限ある国際裁判所の管轄権の下に置くという委員会の多数意見は誤りであると考える。なぜなら国際裁判所の設立は一国の国内事項への干渉、及び領域内で犯された全ての犯罪を例外なく裁判する権利が重要な要素であるところの国家主権の侵害を構成するからである。」⁸²⁾

そして次に、国際裁判所に反対する代表は、当該条約の国際裁判所への言及は実質的価値を有さないと主張した。なぜならこの規定が意味する裁判所の権限、手続きなどの詳細は不明であり、さしあたり刑事裁判管轄権を有する国際裁判所は存在しないからである。この主張は、第七条規定案が委員会の投票にかけられた後のポーランド及びベネズエラの宣言において繰り返された。ポーランド代表は、「国際刑事裁判所の原則の条約への包含はこの条約締約国

の義務を構成するが、その内容は全く締約国にとって未知のものである」とし、「選択的ではなく強制的管轄権のみが可能である国際刑事裁判所の創造は、国際司法裁判所及びその規程が基礎とする原則に反する」と宣言した。また、ベネズエラ代表も、第七条規定案には「国際的な管轄権への曖昧な言及があるが、国際的な管轄権の構成要素は条約署名国に知られていない」と批判した。⁶⁴⁾

委員会は賛成四(中国、フランス、レバノン、米国)、反対二(ポーランド、ソ連)、棄権一(ベネズエラ)により国際的な刑事裁判管轄権の原則を採択し、賛成四(中国、フランス、レバノン、米国)、反対三(ポーランド、ソ連、ベネズエラ)により、第七条後半部分の最終的な規定案——「又は権限ある国際裁判所により「裁判される」——を採択した。⁶⁵⁾

以上で見た第七条の条文全体は特別委員会により賛成四、反対三で採択された。⁶⁶⁾ この決定に反対してソ連、ポーランド及びベネズエラの代表により宣言が行われたことは前に見たとおりである。

註

- 64) 特別委員会の構成などについては本稿第一章1、参照。
- 65) Report of the Ad Hoc Committee on Genocide, *UN ESCOR*, 7th Session, Supp. (No.6), E/794.
- 66) *UN ESCOR*, 6th Session, Ad Hoc Committee on Genocide, UN Doc. E/AC.25/SR.7, pp.4-5.
- 67) *Ibid.*, p.4.
- 68) *Ibid.*, p.5.
- 69) *UN ESCOR*, 6th Session, Ad Hoc Committee on Genocide, UN Doc. E/AC.25/SR.8, pp.4-5.
- 70) *Ibid.*, p.5.

(71) 特別委員会での議論の中では「principle of universal repression by a national court」という用語が使用されており、これは普遍的管轄権を指している。しかし、同じく「principle of universal repression」という用語は、普遍的管轄権及び国際裁判所の概念の双方を含めて用いられてもいる。この場合は、属地的管轄権を唯一の管轄権とすべきとする考えに対抗して、国際的に広く裁判及び処罰を確保するために提案された管轄権諸原則を指しているので、混乱を避けるため本稿では「国際的な裁判」と言い換えて訳している。

- (72) E/794, p.12.
- (73) E/AC.25/SR.8, p.8.
- (74) E/AC.25/SR.7, p.4.
- (75) E/AC.25/SR.8, pp.7,10.
- (76) *Ibid.*, pp.6-7,10,11.
- (77) *Ibid.*, p.12.
- (78) *UN ESCOR*, 6th Session, Ad Hoc Committee on Genocide, UN Doc. E/AC.25/SR.20.
- (79) E/794, p.11, footnote 19.
- (80) E/AC.25/SR.7, p.3.
- (81) E/794,p.11.
- (82) *Supra*, note (79).
- (83) E/794, p.11, footnote 18.
- (84) *Ibid.*, footnote 20.
- (85) E/AC.25/SR.20, p.13.
- (86) *UN ESCOR*, 6th Session, Ad Hoc Committee on Genocide, UN Doc. E/AC.25/SR.24, p.10.